





附 則

- 1 この契約約款は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の青森県建設工事請負標準契約約款の規定は、令和2年4月1日以後に締結する契約（同日前に青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第156条の規定により契約の準備行為を行ったものを除く。）について適用し、同日前に締結した契約及び同日前に同条の規定により契約の準備行為を行った契約については、なお従前の例による。

青森県告示第二百七十号

平成十九年七月一日青森県告示第五百一号（会計管理者の事務の一部委任）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

出納員の項の表中「（払出しにあつては、手もと保管に係るものに限る。）」を削る。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚三付十五円七十三銭